日本寄生虫学会理事等選挙の選挙人
および被選挙人の告知

2026 年 10 月 20 日

日本寄生虫学会　会員各位

選挙管理委員会
委員長　河津信一郎

委　員　辻　尚利
委　員　西川義文
委　員　長安英治

2026 年の理事、プログラム委員会委員、教育委員会委員および学会賞審査委員会委員の選挙に関し、選挙人および被選挙人名簿を告知します。会員各位は、ご自身の氏名、会員区分、所属支部ならびに選挙権・被選挙権をご確認ください。日本語での案内を読むことが難しい会員をご存じの場合は、本告知の周知にご協力ください。

１　名簿の確認

下記リンク先の統合名簿（告知版）は、選挙公示日である 2026 年 10 月 20 日現在の会員情報に基づき作成しました。資格の基準は、次ページ以降の一覧および説明をご参照ください（理事選挙実施規程第４条、理事選挙日程細則第５・６項）。

■ 選挙人および被選挙人名簿（告知版・2026 年 10 月 20 日）

２　異議申立てと修正

名簿に異議がある場合は、2026 年 11 月 19 日（木）までに、選挙管理委員会へご連絡ください。選挙管理委員会が内容を確認し、申立てをされた会員へ速やかに回答します。修正が必要な場合は名簿を更新し、更新後の名簿に基づいて選挙を実施します（同規程第４条第４・５項、同細則第７項）。

連絡先：日本寄生虫学会事務局内　選挙管理委員会
電子メール：jsp.office.2015@gmail.com

３　住所等の変更

未届けの異動や住所変更は名簿に反映されていない場合があります。所属・送付先住所・電子メールアドレス等の変更がある場合は、事務局へお知らせください。選挙における所属支部の取扱いは、次ページをご参照ください。

４　選出された場合の就任

なお、被選挙人名簿に登録された会員が理事、プログラム委員会委員又は教育委員会委員に選出されたときは、正当な理由があると理事会で認められる場合を除き、就任を辞退することはできません（理事選挙実施規程第４条第６項、附則第１項）。

学会賞審査委員会委員に選出された場合も、円滑な学会運営のため、就任にご協力くださいますようお願いいたします。

選挙権および被選挙権

○は会員区分の要件を満たすこと、×は満たさないことを示します。実際の資格は、会費納入状況、年齢、在任歴など、各選挙に適用される条件を併せて判定します。

選挙権　（投票する資格）

選挙の区分	名誉 会員	終身 会員	正会員 評議員	正会員 一般	正会員 学生	団体会員 賛助会員
４選挙共通	×	×	○	○	○	×

理事・プログラム委員会委員・教育委員会委員・学会賞審査委員会委員の投票資格は共通です。

被選挙権　（選ばれる資格）

選挙の区分	名誉 会員	終身 会員	正会員 評議員	正会員 一般	正会員 学生	団体会員 賛助会員
理事	×	×	○	×	×	×
プログラム 委員会委員	×	×	○	○	○	×
教育委員会委員	×	×	○	○	○	×
学会賞審査 委員会委員	○	○	○	×	×	×

※名誉会員・終身会員・評議員は、学会賞審査委員会委員の会員区分の要件を満たします。学会賞審査委員会委員には年齢制限を設けません。

１　会費納入と新入会員

４選挙共通の選挙権には、公示日である 2026 年 10 月 20 日までに、2025 年度までの学会費を完納していることが必要です。理事・プログラム委員会委員・教育委員会委員の被選挙権にも同じ会費要件を適用します。ただし、正当な理由があると認められる場合には、理事会の承認による例外があります（会則第５条第 10 項、理事選挙実施規程第４条第３項）。

2026 年１月１日以降の新入会員は、公示日までに入会手続および 2026 年度会費の納入を完了している方を選挙人名簿に掲載します。被選挙権は、上表および次ページの条件によります。

２　地方区と海外在住会員

地方区選出の理事および教育委員会委員の選挙権・被選挙権は、2026 年 10 月 20 日現在の所属支部に限られます。本選挙における所属支部は、公示日を過ぎて変更できません。海外在住の会員は、公示日に学会事務局が置かれている南日本支部の所属として扱います（同規程第５・６条、附則第１・３項）。

被選挙権に関する追加条件

１　評議員の資格

理事の被選挙人は、正会員である評議員です。直近の日本寄生虫学会総会で推薦された評議員も含みます（会則第 11 条、理事選挙実施規程第４条第２項）。

２　連続在任の制限

理事は３期連続して選出されることができないため、現在連続２期目の理事は、今回の理事選挙の被選挙人にはなりません。追加指名された理事にもこの制限が適用されます（会則第 11 条第２・５項）。

プログラム委員会委員および教育委員会委員は、それぞれ連続６年を超えて在任できません。今回の再任によりこの上限を超えることになる方は、当該委員の被選挙人にはなりません（各委員会細則第４条第２項）。

学会賞審査委員会委員は再任が認められ、連続在任年数の上限は定められていません（同細則第４条第２項）。

３　年齢制限

理事および教育委員会委員の年齢要件は共通で、1964 年４月２日以降生まれの方が対象です。2027 年３月 31 日時点で 63 歳に達している方は被選挙人にはなりません。2027 年４月１日が 63 歳の誕生日である方も、前日の３月 31 日に 63 歳に達したものとして対象外となります（会則第 11 条第３項、理事選挙実施規程第４条第８項、教育委員会細則第４条第３項）。

プログラム委員会委員および学会賞審査委員会委員には年齢制限の規定はありません。

生年月日が未登録などの理由により年齢要件を確認できない場合、理事および教育委員会委員の被選挙権を暫定的に「無」としています。該当する方は、異議申立て期限までに事務局へ生年月日をお知らせください。要件を確認のうえ、名簿を訂正します。

４　選挙権との関係

上記の連続在任・年齢の制限は、各役職の被選挙権に適用されます。被選挙権がない場合でも、会員区分と会費納入要件を満たせば４選挙すべてに投票できます。

以上

関係規程および細則

１　日本寄生虫学会会則（2018 年３月 17 日改訂）

２　理事選挙実施規程および理事選挙日程細則（2024 年３月９日改訂）

３　プログラム委員会細則（2023 年 10 月 23 日改訂）

４　教育委員会細則（2020 年８月 20 日改訂）

５　日本寄生虫学会学会賞審査委員会細則　（2026 年 10 月 19 日制定）

６　日本寄生虫学会の各種委員会の設置に関する規程（2026 年 10 月 19 日改定）